

郵便

明治壬申十月



新聞

第廿號

新貨三錢



東京横山町三丁目

太田金石衛門



特

門 48
號 407
卷 11

九例

遠近の人民互に性情よく相通し事致くを達すた毎國紙子妙に
 奇一故に西洋諸國苟も文治の名あり地を以て心そむ國政
 ありて國內國外と論じ凡九百の事務を網羅し保ち、其素異風
 俗常法を未用しして日不刊し多不刊して博識なるもの、幾人か家
 諭し、みく小説これ概あれハ國人甚くあれと便し、そ今爰に郵便
 此新報を刊行すも度く遠近の子弟我々大ひは内を以て情を通し善
 古今の變を教し、あつて世に裨益ありん、其致くもより蓋し秋水の
 氷氷見て天下に寒を知るべし、はは小冊子と更そのの亦當今マ情の
 一知と類し、

郵便報知新聞第廿八號 明治五年申一月

○近來道路掃除之儀多クハ等閑ニ相成甚以不相濟事
 二候條各地方官ニ於テ厚ク注意シ追テ道路ノ制被相
 立候迄ハ從前掃除請持有之道筋ハ勿論持場無之場所
 ハ最寄町村へ公平ニ割渡左ノ條目之通掃除可為致事
 第一條○總テ掃除請持丁場ハ風雨等之障リ有無ニ不
 拘必ス三ヶ月申一度宛掃除可致事
 第二條○風雨ノ後ハ必ス其持場ヲ掃除シ溜水ハ左右
 ノ溝へ導キ水溜リノ場所相減候様可致事

及口竹開 第廿八號

第三條 ○並木根返り風折雪折等ハ追テ其廳ヨリ折分有之ト雖凡不取敢通路妨ノキ採取片付置可申事

第四條 ○左右ニ溝渠無之道路ハ可成丈ヲ路ノ兩縁ヲ低下ニシ雨水ノ捌方宜様可致事

第五條 ○掃除丁場標杭往々等閑ニ致シ置候向モ有之右ハ必ス其請持丁場境ニ從是東西或ハ南北何百何十何郡何村掃除丁場ト誌シ標杭可相建事

第六條 ○路舗往々田畑ニ切濠候ヨリ並木根ヨシヲ失シ之ヲ為メ根返ニ及ビ易ク以ノ外ノ事ニ候以來決テ右等ノ所業致メ間敷事

古之通堅可相守候等閑ニ差置ニ於テハ掛リ官員巡回ノ節此度可申付旨御布令アリ

○静岡縣 濱松縣 額田縣

滋賀縣 三重縣 愛知縣

其縣ハ裁判所被置候事○但司法省官員出張之上申談事務可引渡旨御布令アリ

○福島縣ヨリ報知

管下信夫郡福為町ニ住スル農龜岡平右工門ニ其養母
きせ十五年前ヨリ癡狂ニ治療の驗多ク然る子妻はぎ
近來産後ヨリ母同志と發シ二人の幼兒養育スル能ハ

む平右工門身貧ゆして困苦の中不備役と劾之ニ婦二
子を从抱す朝暮怠る事ありより近隣其志行を感ぜり
縣廳よりも奇特を賞し金千匹を下し賜りしやぞ

○在英華族後五位川路實文君より某へ來信の抄
頃日承る不御國めぐる教部省興立以來教導職と申
まゐる者も専ら浮屠氏御採用を勿論基督教も御施行を
相成るとは風聞当地迄も響き見ら如何なる事や小
生杯の少しも關係する所めは非きとも既に当府龍動
りてハ専ら宗教廢止之評議あり其実は是迄種々國政
おも係する弊害終々生せしより斯る公議も出でたる

みと必十年の後一人一人とてハ宗教と信拜するを以
て衆人一致して國恩を報じるとは開化も亦一層
進歩して富國強兵と稱しん不今我邦にては如何の御
趣旨もて衆民と撫むる不社官或る貧慾の浮屠氏を教
導職に撰任して國內に布宣あるとハ必しも今日迄の
開化も七百年前の昔より復り綱紀も終に弛るむあもふ
らん哉と云々

○長野縣管下高宮住健忠雄より川上某へ來状抜萃
本月十二日戸隠へ登山の砌途中意外に時刻を費し殆
んど薄暮に近くなり頃忽然空中に朦朧として一人の

壯士頭れ予大小驚き者坐する小恰も活物のおと一是
狐狸乃所為おんと思へども暫くして消失せり其れ
より夜を昌して通行せし何の障りも無く余り不審
小御坐候云々

右廿六号へ記載せし川上氏よりの返翰と對文ある
を誤脱せり依て斯く書載して其失錯を告白す

○入間縣より報知

管下大麻生村農新井房五郎々々者去巳年棄兒を救ひ
取り養育し実子なきより相續し致し度段縣廳へ出願
す人民愛護の御旨趣に協ひ神妙ありとて賞詞有とり

○今般大坂府廳江の子島へ新築近日より修營取掛り
小相成るより

○和哥山縣下寄合町岩崎嘉兵衛外二名の者申合せ新
聞紙展覽所を取設け及び内外各地の書籍と備へ諸見
るハトより廣く開明し趣りむ

○山縣陸軍大輔ヨリ陸軍省御雇佛國教師マルグリト
へ贈ル書面ノ寫

贈コロ子ル

去ル十月廿一日我 天皇陛下俄國親王ト兵隊供覽ノ
砌我 天皇陛下兵隊行粧ノ整備ナルヲ満足セリ是我

日本ノ面目ニシテ全教師足下ノ尽カノ致ス所ナリ依
テ我 天皇陛下ヨリ褒賞トシテ香文筥一贈ラル、モ
ノナリ

○川上某辨論

頃日見聞ス報知新聞中山田某、辨論始メニハ京都府
官吏實治政法ニ害アルニ依テ建言セシテ誹謗之中ニ
ハ神官漢儒ヲ凌ギ終ニ無功無識ニシテ國家ノ柱礎タ
ル文武大臣、上ニ座シ私意恣ニ謀ラント為ノ俗僧ニ
黨ニ濫リニ政令ヲ是非スルヲ見ル是レ何ニ依テ此ノ
狂言ヲ吐クヤ其然ル所以ヲ知ラス當方浮屠氏何ノ至

妙ヲ以テ能ク民ヲ教化ナサン抑モ又佛道至大至剛ノ
大徳アラバ他教ノ是非ヲ言フニ及バズ自若トノ天下
ノ衆庶ヲ教ヘ化育ノ以テ國恩ニ報ズベシ固ヨリ仏道
ハ人倫ノ要道ヲ廢シテ瑜伽ノ法水ニ寒月ヲ澄シ惡念
邪智ノ雲霧ヲ拂ヒ漸ク夢覺ノテ念々ヲ称名ス然レテ
頑鈍ノ民ヲ諭サントスト雖氏一朝ニ善道ニ行カシム
ル能ハズ然リト雖氏此ニ志シアルモノ少シク憐ムベ
シ方今ノ僧々尼々ノ行狀豈這裏ニ心アラシヤ慾心熾
盛ナル須惡ノ俗ヨリモ甚ダシ心ニ貪慾ノ鈍劍ヲ藏ノ
真如ノ月ヲ滿臟ニ閤ヒテ見ル能ハズ迷悶ノ闇ニ狼狽

レテ速ニ靈臺ニ登ル能ハズ嗚呼何ト謂フコトゾヤ
 氏之ヲ見聞セバ涙ヲ流シ無縁者ト言ハン本原ノ秋氏
 如此況ンヤ我神州ニ於テヲ儒仏聊カ之ヲ愛スルノ
 ミ天赫然トシテ茲ニ豊葦原ノ中津國ニ純粹正氣ヲ周
 ラシ蒸シテ兩儀ノ始ヲ開ク其恩澤中ニ浴スルモノ何
 ゴ一己ノ利慾ニ迷ヒ朝廷ノ名爵ヲ濫與セントスル
 ハ真ニ井底ノ痴蛙大海アルヲ知ラザルニ齊ニ古昔儒
 仏ヲ聊カ愛スルト言フモノモ儒ハ孔孟ニ非ザレハ敢
 テ取ラズ仏ハ釈氏四十余年夢覺スレ後チ之ヲ役セン
 ノミ斯ク文明ノ聖代ニ古人ノ糟粕一端ヲ漸クニ嘗テ

自己ノ利ノ為メニ彼我ノ隔離ニ自ラ尊大ニ構ヘテ妄
 リニ教法ニ誇ルハ卑シムベキノ至リナリ

○常州麻島郡汲上駅某より報知

茨城縣下ら故水戸城下の風習兎角小除去一難く政令
 と茂如く管内の風なりと自稱し袴と穿き雙刀を帯び
 市人といへども同様の姿めて道路往來の間常小訛音
 大聲めて詩を吟ト些少の事も多くは疎暴の振舞ふ
 て甚ど固陋の風習あり一が本年七月下旬兵隊御出
 の頃より慷慨有為の士ら頃々頑固の見を棄て粗暴の
 習と去り其刀と脱し其髪を断ち漸々開明の域ニ趣け

○西洋諸政府ニ於テハ甚ダ郵便ノ事ヲ重ジ亦其民人
 モ大ニ之ヲ尊ブヨリ其事務最モ繁盛ナリハ驛造局ヲ
 他ノ官省ヨリ數層洪大ニ建築シ且其美觀ヲ盡セリト
 故ニ我政府ニ於テモ此事務ノ重且要ナルヲ示サルベ
 キ御趣旨ニテ此度東京銀座貳町目ノ煉化石鐵材或ハ
 石材ヲ以テ西洋風ノ大厦ニテ駅造ヲ建築相成茲ニ
 郵便元役所郵便為替局節金預り局ヲドモ合一セラ
 ルベキトテ即今右建築地ノ測量建物ノ圖取等專ラ御
 詮議中ナリト

○千八百七十二年第十月六日
 出版ノ新聞紙拔華布告

日本皇帝ノ開化シタル政治ニ人民ノ枕抵スル一件并
 日本ニ於テ採用ノ亞國人免勤ノ事ニ付日本ヨリ來レ
 ル報知ニ依リ華盛頓ヨリノ近キ新聞ノ為メニ我等ノ
 考説ヲ確定セリ
 華盛頓ニ於ル日本曰公使森公ハ日本ノ事ニ付テハ風
 説スル處ノ者ハ皆正實ノラザル事ト申レタリ僕レ
 此等ノ新聞虛説ト雖モ新聞紙家ノ為メニ一ノ珍事ヲ
 得テ憂ベキ後事ヲ前言スベク多分ノ想像ヲ聞キタリ

日本ト亞國トノ懇親ナル交際ニ於テ其間ニ關係スル
 商人等空虚ナル推察ニテ斯ノ如キ不善ナル批判ヲ以
 喜悅ナル事トハ思フマシ實ニ虚説新聞紙ヲ公然ト諸
 人ニ賣捌キ恰モ実事ノ如ク批判スル事ハ屢々ニテ傳
 信ハ高賣ヲ害スル信用ニ唯キ知告ヲ傳フル事アリテ
 過失アリトハ虽田元新聞出版家ノ職ハ批判者ノ規則
 ヲ用ヒ新聞疑ハシク思フ其事情ヲ探リ全ク虚説ナラ
 ハ公然ト其事ヲ取消スヘキ苦ノレハ新聞紙出版家ハ
 尚ホ罪アル者ナリ
 報知新聞 第廿八号 終

今般郵便報知新聞刊行の旨趣ハ遠く隔る國々此物情を互に互通せしめ且
 舟車小生ずる細大を其各地へおかしんも依もて後及申善行の
 賞券暴徒に捕縛機械産物の新發の蠶絲織紡漆器陶器米穀薯条其他の
 諸品製造耕作の多寡豊凶震雷風水火の災難寒暖季候の速ハナク少
 一々其の事をも皆夫々に筆記して斯文體虚飾を加むる時其載て是を他
 一發兌人及び賣弘所より送り越し給ひて其希上
 郵便報知新聞一冊價物貨三錢毎月五号宛出板
 當時發兌号より先キ廿册分引受做向一割引
 同四十册分ハ一割半引
 一ヶ年分引清の向一割引
 有通割合お定前金郵便賃往取上各号發兌順序を逐い郵便ヲ以て届可申の

東京横山町三丁目
 發兌人 太田金右衛門

